

西尾市告示第 81 号

西尾市市税条例（昭和43年西尾市条例第17号）第18条の2第1項、西尾市国民健康保険税条例（昭和43年西尾市条例第12号）第12条第2項及び第26条第2項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）、西尾市市税条例又は西尾市国民健康保険税条例若しくは西尾市市税に関する文書等の様式を定める規則（平成2年西尾市規則第19号）又は西尾市国民健康保険税条例施行規則（昭和50年西尾市規則第15号）に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所地又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るもので、その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める期日まで延長する。

令和8年8月21日

西尾市長 中 村 健



指定地域

都道府県名	指 定 地 域
熊 本 県	八 代 市
	宇 土 市
	宇 城 市
	八 代 郡 氷 川 町